

令和4年7月26日

高田区地域協議会
会長 本城文夫 様

上越市長 中川 幹 太
(防災危機管理部 市民安全課)

高田区において必要な大雪災害対策について (回答)

令和3年1月の大雪災害では、市内各所で生活道路の不通や幹線道路における交通障害を始め、建物や農業施設などに被害が発生し、市民の暮らしや経済活動に大きな影響が生じました。このため、市では、昨年4月から10月までの間、庁内検証チームを設置し、市における当時の対応を振り返り、見えてきた課題から、今後の災害対応に活かすべき事項と、市民の皆さんや事業者の皆さんから協力いただきたい事柄について整理しました。

ここで整理した内容については、高田区地域協議会の皆さんをはじめ、市内全ての町内会長にご説明するとともに、特に市民の皆さんから備えていただきたい事項については広報上越や町内回覧を通じて市民の皆さんにお伝えしたところです。

このことを踏まえ、この度提出された意見書について、改めて下記のとおり回答します。

記

- 1 市長は3月議会で「豪雪は災害との認識」と答弁されました。また、市の広報などで備え等を周知されていますが、高田区では、依然として、大雪を災害と捉えられない意識があります。市は、昨年1月の豪雪の経験をもとに、行政と市民がともに「大雪そのものが災害である。」という共通認識をもち、協働で大雪に対応するような施策を講じてください。

【回答】

大雪を含め、災害から身を守るためには、自分の身は自分で守る「自助」の取組が大切であることから、市民一人一人が普段から災害に備えるとともに、災害が発生した際に、適切な避難行動等がとれるよう、広報上越をはじめ様々な媒体を通じて啓発を行っています。

また、市では、災害発生時に迅速な対応ができるよう、災害対策本部の訓練や備蓄品の整備等、公助の態勢を整えています。地域住民の皆さんが互いに助け合う「共助」の取組も大切になることから、様々な機会を捉え町内会や自主防災組織に対して防災訓練の実施等を働き掛けているところです。

なお、高田区における行政と市民の協働による大雪対応としては、家屋連担地域という特性を踏まえた「一斉屋根雪下ろし」などに取り組んでいるところであり、



住民の皆さんの意見をお聴きしながら改善を図っているところでもあります。

- 2 高田区には、市からの SNS や市の HP などでの発信・表示される緊急情報を得る手段を持たない情報弱者が多く存在します。市は全ての市民に災害緊急情報を伝達するため、下記事項を検討してください。

- ・町内会長宅の FAX、防災ラジオ、屋外の防災放送設備、町内放送設備の有効活用
- ・大雪災害対策を市民に知らせるチラシは、全戸配布すること。

【回答】

市では「全ての市民に災害（緊急）情報を伝達するため」、市で整備した防災ラジオや防災行政無線の屋外拡声子局、戸別受信機、また、個人のスマートフォン等を活用した安全メールやエリアメール・緊急速報メールなどにより、情報を発信しています。

これらを含め市が行う「情報の伝わり方・受け取り方（情報収集の方法）」については、令和3年8月に全戸配布した上越市洪水ハザードマップ等において、市民周知に努めています。

令和3年1月の大雪災害における情報発信の状況については、昨年11月15日に開催された高田区地域協議会で配布した冊子（令和3年大雪災害対応の検証 P71～P76）において整理していますので、ご確認ください。

なお、「町内会長宅の FAX」に加え、「町内放送設備」の有効活用につきましては、各町内会の組織体制や放送設備の有無など、事情が異なるため、市からの強制ではなく、町内会のご判断により活用いただくものと考えています。

また、「大雪災害対策（情報）を市民に知らせるチラシ」については、一斉屋根雪下ろしに関するお知らせなど、急を要し、確実に関係する市民へお知らせする必要がある場合は、対象地区へ全戸配布を行います。それ以外は、毎年、降雪期前に広報上越により、雪への備えを周知していますので、今後も、広報上越を基本としながら、適時適切な手法により、情報発信に努めます。

- 3 大雪時に、高田区に多い狭隘道路に車が入り込んで放置車両となって交通を遮断し、除雪の障害となることを防ぐような通行止めを実施するなどの対策を検討してください。

【回答】

令和3年1月の大雪災害時には、多くの道路が走行不能となったことを踏まえ、令和3年度の除雪計画に見直しを加えて、優先的に除雪する路線を明記しました。

この方針に基づき、異常降雪時は病院周辺や緊急車両が頻繁に通行する幹線路線などを先行して除雪を行うことから、住宅地の生活道路（狭隘道路含む）については、一時的に通行不能となる場合があります。

この様な道路は合併前上越市だけでも500km以上あり、通行止めに関しては、誘導員の配置などの課題もあることから、実施は困難な状況です。

なお、異常降雪時には不要不急の外出を控えていただくよう、市民の皆さんへの

周知に努めます。

- 4 雁木が途切れている民地を含む通学路の除雪について、誰が行うのか、費用負担はどうするのか、市が業者等に委託することはできないか、緊急除雪作業報償制度を拡大適用することはできないか、検討してください。

【回答】

雁木は個人所有の財産であり、市道敷ではないことから、除雪業者への委託や市道除雪作業を対象としている緊急除雪作業報償制度の拡大適用は考えていません。

- 5 一斉雪下ろしの際には、道路通行止の期間を出来るだけ短縮し、排雪完了までの「町内会単位の実施予定表」を事前に関係町内会と関係住民に周知してください。

【回答】

昨年11月15日に開催された高田区地域協議会において配布した冊子（令和3年大雪災害対応の検証P51～P52）に記載のとおり、一斉屋根雪下ろしの実施方法は、屋根雪下ろし事業者の確保や早期交通開放などを目的に、土曜日・日曜日に限らず平日を含めた分散的・段階的な屋根雪下ろし・排雪作業を行う方法に見直しました。

関係者に対する周知については、昨年同様に関係町内会長を対象とした事前説明会を開催し、関係町内会が行う手続き等を予めお伝えするとともに、日単位の雪下ろしや排雪作業箇所を示した『交通規制のお知らせチラシ』については、関係町内会からの報告により実施路線が確定次第、速やかに関係町内会と関係住民に周知することとしています。

- 6 昨年の大雪では、高田区では、10日余りの交通途絶の地域がありました。このような状況に備えるために、備蓄物品の種類と保存量の目安を作り、住民に周知してください。また、市の負担による町内会等の備蓄を検討してください。

【回答】

災害時において必要と考えられる備蓄品については、各家庭に配布している防災ガイドブックやハザードマップに必要な物品を例示しているほか、備蓄の目安についても記載しています。

また、市ではあらかじめ指定避難所等に備蓄物資を配備することとしており、現在、町内会等の配備は考えていません。

- 7 買い物弱者対策について検討してください。町内会や民生委員の対応では限界があります。

【回答】

大雪を含め、災害により生活道路や幹線道路に交通障害が発生して、食料品や日用品などが入手できない場合を想定し、各家庭に配布している防災ガイドブックやハザードマップの中で「3日間」は自力で生活できる備えをするよう、周知に努めています。

なお、4日目以降も入手できない状態が続く場合は、市の備蓄品や救援物資の配布等、行政等による「公助」での対応を想定していますが、まずは、地域住民の皆さんによる「共助」の取組の中で対応いただきたいと考えています。

こうした状況を回避するためにも除雪計画を見直したところであり、冬期間の道路交通の確保に努めていくこととしています。

- 8 自助、共助及び公助の観点から、大雪の際の、行政、町内会などのコミュニティ、そして、個人の役割分担を明確にし、大雪に対して備えるべきことを明示してください。その際は、雁木通りの地区と戸建ての地区の違いに配慮してください。また、特に高齢者等の要支援者に十分配慮してください。

【回答】

大雪への備えについては、令和3年11月末に「冬の暮らしの支え合い～大雪への備え～」と題し、その対応について記載し、全町内会に回覧し、周知したところです。

なお、雁木通りの地区と戸建ての地区における違いに配慮してほしいとのご意見については、「公助」の取組は除雪計画に基づき道路交通の確保を最優先とし、地域の特性も考慮した災害対応に取り組みますが、「自助」と「共助」の取組は、市民一人一人がお住まいの地域の特性を踏まえて対応すべきものであると考えます。

また、高齢者等の要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成しているほか、市、町内会（自主防災組織）、民生委員、消防団等が協力して、要支援者の状況把握や要支援者への支援が行える体制の整備に努めています。

- 9 町内会長、民生委員、防災士など、大雪対策に係る関係者の連絡を密にする方策を下記のとおり講じてください。

- ・民生委員、防災士、町内会との連携について、降雪前に協議するよう依頼する。
- ・防災士に対しお願いしたい点を検討し、降雪前に依頼する。防災士が町内会と連携し、災害時にリーダーシップがとれるような体制構築が必要
- ・町内会と民生委員が協力して、住民の安否等を適宜把握するよう働きかける。

【回答】

意見1で回答したとおり、災害発生時には、地域住民同士が助け合う「共助」の取組が大切になることから、様々な機会を捉え町内会や自主防災組織に対して防災訓練等を働き掛けているところです。

防災訓練に当たっては、地域の防災士の皆さんが参画する中で行われており、訓練を通して、それぞれの町内会における役割分担や連携体制が構築されていくものと考えていることから、今後も機会を捉えて自主防災訓練を働き掛けていきます。

また、町内会と民生委員の連携についても、意見8に記載したとおり、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成等により安否確認の体制構築に取り組んでいます。

10 高田区の町内会は8ブロックに分かれています。市は降雪前にブロックごとに住民説明会を開催し、市の大雪対策について説明してください。

【回答】

道路除雪の体制について、毎年、地域自治区単位で各町内会長を対象に実施しているほか、昨年からは一斉屋根雪下ろしに関する説明会を降雪期前に実施しています。

また、市民の皆さんに対しては、例年、広報上越を通じて雪への備えについて周知しているほか、昨年からは、大雪への備えから大雪災害発生時における対応について記載した文書を全町内会に回覧しているところです。

こうしたことから、さらにブロック単位での説明会の開催は考えていません。